

早島町デイサービスセンター重要事項説明書 総合事業通所介護

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 介護保険事業所番号 3372600100)

当事業所は、ご契約者に対して総合事業通所介護による通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 総合事業通所介護サービスは、要支援と認定された方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1 事業者	8
2 事業所の概要	2
3 事業実施地域及び営業時間	2
4 職員の配置状況	2
5 当事業所が提供するサービスと利用料金	9
6 苦情の受付	11
7 緊急時の対応	12
8 事故発生時の対応	13
9 秘密保持	13
10 非常災害対策	13
11 通所介護サービスご利用に当たっての留意事項	13
12 その他	13

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 早島町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 岡山県都窪郡早島町前潟249番地1
(3) 電話番号 086-482-3000
(4) 代表者氏名 会長 三宅 進
(5) 設立年月日 平成元年2月1日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所 平成12年4月1日指定
指定介護予防通所介護事業所 平成18年4月1日指定
総合事業通所介護事業所 平成30年4月1日指定
(2) 事業所の目的 介護保険法及び関係法令等の趣旨を遵守し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 早島町デイサービスセンター
(4) 事業所の所在地 岡山県都窪郡早島町前潟249番地1
(5) 電話番号 086-482-3517
(6) 施設長 野中 亨介
(7) 管理者 藤原 和幸
(8) 開設年月 平成12年4月1日
(9) 利用定員 40人

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

早島町及び倉敷市の中庄・茶屋町・豊洲・岡山市箕島・興除の小学校区域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土 12月29日から翌年の1月3日までを除く。
営業時間	月～土 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月～土 (総合事業) 10時30分～15時00分

4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※ 職員の配置は、指定基準を遵守しています。

職種	配置職員数
1 施設長	1名
2 管理者	1名
3 生活相談員	1名以上
4 機能訓練指導員 (看護師・理学療法士)	1名以上
5 看護職員	1名以上
6 介護職員	5名以上

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の対象となるサービスと利用料金

ア 介護保険の対象となる通所介護サービス

- 送迎 ・ご契約者のご自宅まで送迎します。
- 食事 ・当事業所では、栄養士による献立により栄養及びご契約者の身体の状況並びに嗜好を考慮した食事を提供します。
- 入浴 ・ご自宅での入浴が困難な方に限り職員の見守りで入浴していただきます。
- 排せつ介助 ・ご契約者の身体状況に合わせて必要な排泄の介助をします。
- 機能訓練 ・ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るに必要な機能の向上又は機能の減退を予防するための訓練を行います。

イ 利用料金

(1) ヶ月ごとの定額制

		要支援1（週1回程度）	要支援2（週2回程度）
基 本 料 金		1, 798円	3, 621円
サービス提供強化加算		88円	176円
合 計 金 額	1割負担	1, 886円	3, 797円
	2割負担	3, 772円	7, 594円
	3割負担	5, 658円	11, 391円

※上記合計金額に介護職員処遇改善加算Ⅰ（自己負担額の9.2%）の金額が加算されます。

- ① 利用料金は、介護予防サービス計画の支給区分による1ヶ月ごとの定額制です。
- ② 自己負担額は、利用料金に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額となります。

- ③ 実際に通所介護サービスを受けた日数が介護予防通所介護計画に定めた日数と異なる場合であっても、介護予防サービス計画の支給区分による利用料金をいただきます。
- ④ 介護保険制度の改正により給付額に変更があった場合は、ご契約者のご負担額が変更になります。

ウ 償還払い

次の場合は、利用料金の全額をいったんお支払いいただいた後に、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻される「償還払い」となります。

- ・ご契約者が要介護認定申請後認定を受けるまでの間に通所介護サービスをご利用になった場合は「償還払い」となり、要介護認定後に払い戻しとなります。
- ・居宅サービス計画を作成することなく通所介護サービスをご利用になった場合も償還払いとなり、保険給付申請後に払い戻しとなります。また、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

（2）介護保険の対象とならない通所介護サービスと費用

次のサービスは、全額がご契約者のご負担となります。

ア 昼食

食費として1食あたり680円をいただきます。

イ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の実施地域を越えた地点から利用者のお住まいまでの送迎費用として、送迎距離片道5キロメートルにつき、300円の料金をいただきます。

ウ レクリエーション・クラブ活動

レクリエーションに参加していただくことが出来ます。手芸や創作材料代は実費をいただきます。

エ 日常生活上必要な介護・医療用品

介護用品（紙オシメなど）や継続した処置に必要な医療用品（ガーゼなど）等、日常生活用品はご契約者に現物をお持ちいただくようにしています。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）及び（2）のご利用料金及び費用は、1か月ごとに計算し、該当月の翌月上旬のサービス利用日に請求書によりご請求します。なお、お支払いについては、なるべく口座引落としてお願いします。

（4）利用の中止・変更・追加

ア ご利用予定日前に、ご利用者の都合により通所介護サービスの利用を中止、変更、

追加することができます。この場合には担当のケアマネージャーにご相談ください。

- イ 通所介護サービスの利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。
- ウ 利用当日の中止の申し出は、9時30分までに必ずご連絡ください。ご連絡のない場合、食費（680円）をいただきます。但し、ご契約者の急な体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

6 苦情の受付

（1）当事業所の苦情の受付窓口

[苦情解決責任者] 野中 亨介 (施設長)

[苦情受付担当者] 藤原 和幸 (管理者)

電話番号 086-482-3517

受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

[第三者委員]

氏名 則武 利明

連絡先 早島町早島1220番地

電話 482-0016

氏名 藤本 慶一

連絡先 早島町早島1083-2

電話 483-1055

（2）苦情解決の方法

ア 苦情の受付

苦情は面接・電話・書面などにより苦情解決担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接申し出ることもできます。

イ 苦情受付の報告と確認

苦情受付担当者が受けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員に報告します。（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）

第三者委員は苦情内容を確認し苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

ウ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(3) 記録の保存

苦情解決にあたり、その事実確認が出来るように、利用終了後5年間は記録を保存します。

(4) 行政機関その他苦情受付機関の紹介

本事業で解決できない苦情は、下記の専門機関に申し立てることができます。

早島町役場 健康福祉課 介護福祉係	所在地 早島町前潟360番地1 電話番号 086-482-2483 FAX 086-482-0652 受付時間 8:30~17:00
岡山市役所 保健福祉局 介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号 電話番号 086-803-1240 FAX 086-235-3711 受付時間 8:30~17:00
倉敷市役所 本庁 介護保険課	所在地 倉敷市西中新田640番地 電話番号 086-426-3343 FAX 086-421-4417 受付時間 8:30~17:00
岡山県運営適正化委員会	所在地 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県総合福祉ボランティアNPO会館 電話番号 086-226-9400 FAX 086-226-9400 受付時間 月曜~金曜 9:00~17:00
岡山県国民健康保険団体連合会 介護110番	所在地 岡山県岡山市北区桑田町17番5号 (岡山県国保会館) 電話番号 086-223-8811 FAX 086-223-9109 受付時間 月曜~金曜 8:30~17:00

7 緊急時の対応

- (1) 通所介護サービス提供中に、ご契約者の病状の急変等医療上緊急の必要性が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかにご契約者の主治医、救急隊、緊急時連絡先、担当の居宅介護支援事業者等へ連絡します。
- (2) 通所介護サービスご利用当日、健康状態がすぐれず通所介護サービスの提供が無

理と判断される場合は、ご家族等関係者にご連絡のうえ、ご自宅等にお帰りいただく場合があります。

8 事故発生時の対応

通所介護サービス提供中に事故が発生した場合は、ご契約者のご家族、担当の居宅介護支援事業者等に早急に連絡するとともに、必要な措置を講じます。当事業所の責により、ご契約者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 秘密保持

当事業所は、ご契約者について他の居宅介護支援事業所等と連携を図る必要がある等正当な理由がある場合を除き、業務上知り得たご契約者やご家族などの情報を第三者に漏らしません。契約終了後及び当事業所の職員が職を退いた後も同様です。

10 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年、避難訓練等を実施します。通所介護サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員はご利用者の避難等適切な措置を講じます。

11 通所介護サービスご利用に当たっての留意事項

通所介護サービスを利用する方は、次の事項を遵守のうえ、職員の指示に従ってください。

- ① デイサービスセンターの施設等を破損しないこと。
- ② 敷地内では火気を使用しないこと（館内禁煙）。
- ③ 危険物を持ち込まないこと、また、危険を伴う行為をしないこと。
- ④ 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- ⑤ その他施設の管理運営に支障が生じる行為をしないこと。

12 その他

（1）個人情報の取扱いについて

下記の写真、名前等の個人情報の掲示・掲載については、ご契約者の同意を得たうえで行うものとします。

- ア デイサービスセンター内に掲示する場合
- イ デイサービスからのおたより等に掲載する場合
- ウ デイサービスセンター外の施設に掲示、広報紙等に掲載する場合

（2）送迎について

- ア 送迎サービスの提供範囲は、ご契約者の身体的事情及びご自宅の環境等により決定しますが、原則としてご自宅の玄関の中までとします。
- イ お迎えの時間は、文書または電話でご連絡します。

ウ 職員がお迎えに伺った際、準備ができていないため時間を要すると判断される場合は、改めてお迎えに伺う場合があります。

令和 年 月 日

総合事業通所介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 早島町社会福祉協議会

会長 三宅 進 印

早島町デイサービスセンター

説明者 印